

○農林水産省令第六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成二十二年一月二十九日

農林水産大臣 赤松 広隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項植物の欄中、「及び第五十一」を
「、第五十一及び第五十三」に改め、同表の付表
に次のように加える。

五十三 ベルーから発送され、他の地域を経由
しないで輸入されるケント種のマンゴウの生
果実であつて農林水産大臣が定める基準に適
合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。